

第一事務所電気料金の精算に関する覚書の改定について

第一事務所で使用する光熱費（電気、冷温水、水）については、光熱サービスの供給を担う会社と精算の覚書を締結している。

覚書に基づき、昨今の情勢を踏まえた電気料金改定協議の申入れがあり、これを受けて調整を行った結果、合理性があり妥当と認められることから、新たに覚書を締結（改定）する。

1. 覚書（改定後）

別紙1のとおり

2. 締結先

非公表（締結先が不同意のため）

3. 適用日

2024年4月1日

以上

【添付資料】

別紙1：覚書

別紙2：電気、冷温水および上下水道料金の精算に関する覚書（締結済）

※ 別紙1、別紙2は、情報管理規程第4条（情報の格付の区分）の規定に基づき非公表とする。